

大阪市指定給水装置工事事業者

各種届出等のご案内

指定事項の変更

◆各名称及び所在地等の指定事項に変更があったときは、変更があった日から

30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」(様式第5号)を提出してください。

【添付書類】

(表中○印が添付書類として必要です。)

届出の種類		定款の写し	登記事項証明書	住民票	誓約書(様式第3)	備考
名称・商号変更 又は 氏名変更	法人	○*	○*			※登記事項証明書(履歴事項全部証明書)・住民票は発行日から3か月以内の 原本
	個人			○*		
住所変更	法人	○*	○*			※定款は余白に原本証明と代表者氏名・日付
	個人			○*		
代表者変更 及び 役員変更	法人		○*		○	※個人の氏名変更とは「個人事業者本人の氏名」が変更することです
	個人	廃止届を提出後、新たに新規で申請				
事業所の屋号変更 事業所の所在地変更 電話・FAX番号変更	法人					登記簿謄本や住民票に記載されていない事項が変更となる場合は、添付書類は不要です
	個人					

「個人⇒法人」「個人⇒個人」「法人⇒個人」「法人⇒法人(営業譲渡・合併による新会社の設立)」での変更はできません。このような場合は、すべて「廃止⇒新規」の手続きとなります。

ただし「有限⇒株式」組織変更は同一法人とみなし、名称変更で申請をしてください。

主任技術者選任・解任

◆給水装置工事主任技術者を選任及び解任したときは、遅滞なく、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」

(様式第7号)を提出してください。給水装置工事主任技術者が欠けるに至った時は、当該事由が発生した日から

2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任するか、新たに選任できない場合は、「給水装置工事事業者

(廃止・休止・再開)届出書」(様式第6号)により、廃止・休止の手続きを行ってください。

給水装置工事主任技術者を欠いた状態は、「指定の取消し」要件に該当しますので注意してください。

【添付書類】免状又は主任技術者証の**写し**(選任時)

事業の廃止・休止・再開の届出

廃業や合併による消滅等があったときは、次のとおり「給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出書」

(様式第6号)を提出してください。

◆廃止、休止……当該廃止、又は休止の日から**30日以内**

◆再開………当該再開の日から**10日以内**

【添付書類】「指定給水装置工事事業者証」を返納してください(廃止・休止時)

提出期限を過ぎる場合は、**遅延理由書**を提出していただきます。(様式は定めていません)

届出は郵送でも結構ですが、不備がございますと、提出期限内より遅延する可能性がありますので、早めの届出をお願いします。



〒559-8558

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル9階

大阪市水道局工務部給水課

TEL : 06-6616-5480 FAX : 06-6616-5489

<http://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000038067.html>